投票立会人の心がまえと主な仕事

1 投票立会人の心がまえ

- (1) 投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公正を確保するため公益代表として投票事務全般に立会う重要な職責を有します。投票立会人は、選挙人が自由な意思によって投票できるよう、次の事項に十分留意してください。
 - ア. 投票立会人の職務執行に当たっては、投票の秘密保持には特に配慮してください。
 - イ. 選挙人との対応に当たっては、**選挙人の人権に十分配慮してください。** (性の多様性等にも考慮すること。)
 - ウ. 投票立会人は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な 目的に利用してはなりません。
 - エ. 食事、手洗いその他でやむを得ず席を離れる場合は、投票管理者に連絡して下さい。なお、 席を立つときは同時に2人が席を立たないようにしてください。
 - オ. 円滑な投票所の運営にご協力ください。

2 主な仕事内容

- ① 投票手続の全般について立ち会う。
- ② 投票所の開閉に立ち会う。
- ③ 最初の選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会う。
- ④ 不在者投票の投票箱への投入に立ち合う(第31投票区の立会人のみ)。
- ⑤ 投票箱の閉鎖に立ち会う。
- ⑥ 投票録に必ず署名、捺印すること。
- (7) 投票箱のカギを封筒に封印すること。
- ⑧ 投票管理者とともに投票箱の送致すること。(投票箱送致にかかわる立会人は、投票箱とそのカギの保管に十分気をつけて下さい)
- ⑨ 投票用紙の渡し忘れや、投票用紙を持ち帰りする選挙人がいないか注意すること。

注意事項

- ・ 当日は、**午前6時30分**に<u>印鑑(シャチハタは使用できません)</u>と**委嘱状**をもって投票所へ出勤して下さい。
- ・ 投票事務は、午前7時 ~ 午後8時までです。
- ・ 当日、やむ得ない事情により出勤できない場合でも、<u>代理の方が立会人の事務への参加をする</u> ことはできませんので、必ず選挙管理委員会に連絡をするようにお願いします。
- ※ 昼食・夕食分の弁当はこちらで用意してあります。

協力依頼

- ・ 那覇市においては、ごみ減量を推進していますので、「<u>マイカップ特参</u>」にご協力をお願いしま す。
- ・ 投票を済んだ選挙人で希望者がいれば、来所カードを手渡すようご協力をお願いします。

問い合わせ先: 那覇市選挙管理委員会 電話:951-3215 投票立会人担当まで